

企業法学会執筆要領

1. はじめに

企業法学会が編集・発行する機関誌は、この執筆要領により執筆するものとする。ただし、機関誌とは『企業法学会』という。

2. 投稿について

[投稿の資格]

- (1) 機関誌に投稿できる者は、原則として、企業法学会会員でなければならない。ただし、本会編集委員会において特に認めた原稿執筆者はこの限りでない。

[投稿原稿]

- (2) 機関誌の原稿は原則として日本語とし、本会以外の刊行物に未発表のものに限る。なお、日本語以外の原稿は翻訳したものを掲載することとする。
- (3) 原稿は、ワープロで書かれたものを原則とし、200字詰原稿用紙100枚(相当)以内とする。また600字程度の要旨をつける。
- (4) 表題は執筆内容を明確にするものであり、簡潔なものが好ましい。
- (5) 原稿の記述は口語文章体(である調)とし、できるだけ理解しやすい表現とする。
- (6) 本文の記述は、内容の重要度に従い、章節項立てに整理されたものが好ましい。表記方法は本書の例による。

[原稿の採否]

- (7) 原稿の採否の決定は編集委員会において行う。なお、原稿の採用が決定された場合、編集委員会で検討のうえ、加筆・削除または一部書き直しを依頼することがある。

[原稿の責任]

- (8) 機関誌に掲載された論文等の内容の責任については、著作者が負うものとする。

[原稿の提出先]

- (9) 原稿は企業法学会事務局宛に提出する。

3. 文献引用の基本ルールについて

- (1) 引用文献は原稿の末尾にまとめて記載する。ただし、最終編集のときに、編集委員会で整理して各章の末尾に移すものとする。
文献の記載の仕方は、できるかぎり、法律編集者懇話会「法律文献等の出典の表示方法」(2001年)に従うものとする。なお、外国法の文献については、原則として、A Uniform System of Citationの最新版に従うものとする。
- (2) 基本ルール(1)は、「出典の発行年を明記する」こととする。なお、新版が出

ている場合には、古い版ではなく、最新版を引用する。

たとえば、

鈴木竹雄＝竹内昭夫・会社法[第3版]（法律学全集28）（有斐閣、1994年）341～342頁参照。

戸塚登「譲渡制限付株式の先買権の本質」商事法務1131号（1987年）2頁。

- (3) 基本ルール(2)は、「引用個所を明確にする」こととする。

たとえば、

EUROPEAN PRODUCT LIABILITY 431-71 (P. Kelly & R. Attree ed., 1992)

Re Panama, New Zealand and Australian Royal Mail Co. (1870) 5 Ch. App. 318, at 322 とする。

齊藤博『雲右衛門』事件判決と著作権法制」知的財産法の系譜（青林書院、2002年）447頁以下ほか、とはせず、「447頁以下ほか」は「447～474頁」とし、「ほか」は削除する。「等」などの引用も使わない。

- (4) 基本ルール(3)は、前の注で引用した同じ文献を引用する場合、「引用先の番号を明記する」ものとする。

たとえば、

(18) 最判昭63・3・15判時1232号124頁、東京高判昭63・3・13判時1124号145頁、東京地判平元・6・27金判837号35頁参照。

(23) 東京高判昭63・3・23・前掲注(18)146頁。

とする。

英文の場合、「*supra* note 18, at 146.」と表記してもよい。

4. 内容・発行

- (1) 機関誌は、企業法学に関する論文の公表の場として、企業法学会の目的の実現に役立つものとする。
- (2) 機関誌の内容は、原則として、論説・企業法研究・企業法学会の活動の三部構成よりなり、年1回（10月1日）の発行とする。なお、研究論文は修士論文レベルを想定するものとする。